

## 食品安全委員会（第772回会合）議事概要

日 時:令和2年2月4日(火) 14:00~15:08

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 1名、行政機関 2名、一般 2名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1]JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロ  
ラーゼ

[2]Morph TG#626株を利用して生産された $\alpha$ -グルコシダーゼ  
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなつた。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「フェンプロパトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集  
について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「硫酸コリスチン」に関する審議結果の報告について

→担当の山本委員から説明。

本件について、「既存の審議結果において新たな科学的知見等の収集を行い、必要に応じて再度評価を実施することが重要とされていたことを受けて、当該審議結果の通知後に収集された国内外の新たな科学的知見・情報等を踏まえた検討したところ、再度評価を実施することが適当であると判断した」

との薬剤耐性菌に関するワーキンググループの審議結果のとおり、再度評価を実施することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・農薬「カルボフラン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、  
「カルボフランの許容一日摂取量 (ADI) を0.00015 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.00015 mg/kg 体重と設定する。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省及び農林水産省) に通知することとなった。

・農薬「カルボスルファン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、  
「カルボスルファンの許容一日摂取量 (ADI) を0.005 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.005 mg/kg 体重と設定する。カルボスルファンの代謝物であるカルボフランの許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) はカルボフランの結論と同じとする。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・農薬「ベンフラカルブ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、  
「ベンフラカルブの許容一日摂取量 (ADI) を0.0089 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.0092 mg/kg 体重と設定する。ベンフラカルブの代謝物であるカルボフランの許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) はカルボフランの結論と同じとする。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、  
「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」における亜種レベル以上の交配であることから、「遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準」に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・薬剤耐性菌「家畜に使用するハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムを鶏に使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(8) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→事務局から報告。